



平成25年4月25日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 カ ワ タ
代 表 者 名 取 締 役 社 長 湯 川 直 人
(J A S D A Q コード番号6292)
問 い 合 わ せ 先 常 務 取 締 役 尾 崎 彰
T E L (0 6) 6 5 3 1 - 8 2 1 1

訴訟の判決に対する控訴に関するお知らせ

平成25年 2月21日付「訴訟の判決に関するお知らせ」のとおり、当社を被告とする訴訟に関して、大阪地方裁判所より一部敗訴の判決の言い渡しがありました。原告の松井製作所より同判決を不服として控訴の提起がなされ、本日当社に控訴状が送達されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 控訴提起がなされた年月日及び裁判所

平成 25 年3月7 日 知的財産高等裁判所

2. 当該控訴した者

- (1) 商 号 株式会社 松井製作所
- (2) 登記上本店 大阪市中央区谷町6丁目5-26
- (3) 本社所在地 大阪市中央区城見1丁目4-70
- (4) 代表者 代表取締役社長 松井宏信

3. 控訴の趣旨

- (1) 被控訴人は、控訴人に対し、1億1000万円及びこれに対する平成20年9月2日から支払済まで年5分の割合による金員を支払え。
- (2) 訴訟費用は第1，2審とも被控訴人の負担とする。

4. 今後の見通し

当社としましては、引き続き第1審と同様に当該特許権（気流混合ホッパ）について侵害なしとの判断を求め、全力かつ適切に対処していく所存です。また、現時点では業績への影響は明らかではありませんが、今後開示すべき事項が発生した場合には速やかにお知らせいたします。

以 上